

氷見市ふるさと応援寄附金返礼品発送代行業務プロポーザル評価要領

1 目的

この要領は、氷見市ふるさと応援寄附金返礼品発送代行業務の企画提案募集における契約候補者を選定するためのプロポーザル評価方法について定めることを目的とする。

2 評価方法

契約候補者を選定する評価方法は次のとおりとする。

(1) 評価委員

別紙1「評価委員会委員名簿」のとおりとし、委員の任期は、決定の日から当該委員会に係る企画提案の選定が終了する日までとする。

(2) 企画案、事業実施能力等に関する評価

評価項目及び評価内容等は、別紙2のとおりとする。

(3) プロポーザル評価の対象

企画提案者が提出した企画提案書等

(4) 契約候補者の選定方法

各評価委員の別紙2「評価項目及び評価内容」における採点の合計点を、評価委員数で除した評価点（90点満点）と「提案価格に係る評価」点（10点満点）の総合評価点により順位を付す。評価結果に基づき、契約候補者を1団体（者）選定する。

総合評価点は、 「評価項目及び評価内容」における評価点 + 「提案価格に係る評価」点 (90点満点) (10点満点)
--

(5) 複数の同評価点者が生じた場合の取扱い

複数の同評価点者が生じた場合は、評価委員が協議の上、その順位を決定する。

(6) 最低基準

総合評価点の70点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない企画提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合の取扱い

総合評価点の70点以上を満たす場合は、当該企画提案者を契約候補者とする。

(8) 評価における利害関係者の排除等

利害関係者による応募に関しては、評価委員は評価を辞退する（評価に加わらない）こととする。この場合、他の評価委員による点数の平均点を加算する。また、応募者が評価委員に対して故意に接触を求める行為を行った場合は失格とする。

3 その他

(1) 当該評価に関する庶務は産業振興部商工振興課が行うものとする。

(2) この要領に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、評価委員が協議の上、決定する。

別紙2

(1) 「評価項目及び評価内容」における評価

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の評価基準点の合計を90点満点として採点し、各評価委員の採点の合計点を評価委員数で除して算出する。

評価項目	評価内容	評価基準点		
		優れている (A)	普通 (B)	劣っている (C)
1 総括	①業務を適切かつ円滑に遂行できる体制となっており、必要な人員を適正に配置しているか。	3点	2点	1点
	②ふるさと納税業務又は同様の業務について十分な実績を有しているか。	3点	2点	1点
2 寄附・帳票・配送・コールセンター業務	①寄附情報管理システムが導入されており、個人情報の取扱いをはじめとした情報セキュリティについて適切な対策が講じられているか。	3点	2点	1点
	②本市が必要とする帳票及び書類等を適時に作成し、遅延なく発送できる体制となっているか。	3点	2点	1点
	③返礼品提供事業者と連携しながら、返礼品の在庫管理・品質管理、発注及び配送管理が適切に行える体制となっているか。	3点	2点	1点
	④コールセンターを設置し、寄附者からの問い合わせ及び苦情に対し、迅速かつ適切な対応を行い、適時に本市に報告できる体制となっているか。	3点	2点	1点
3 寄附額の受入拡大	①他自治体において寄附額の受入を拡大した実績があり、本市の地域特性を踏まえた寄附額の受入拡大の具体的な方法が提案されているか。	5点	3点	1点
	②月1回以上本市を訪れ、返礼品提供事業者の訪問や本市との打ち合わせ、必要な勉強会等を開催できる体制となっているか。	7点	4点	2点
4 新規返礼品の開発	①他自治体において新規返礼品の開発実績があり、本市の地域特性等を踏まえた新規事業者の発掘や返礼品の開発の具体的な方法が提案されているか。	12点	7点	2点
5 既存返礼品のブラッシュアップ	①他自治体において返礼品をブラッシュアップした実績があり、本市の地域特性を踏まえた返礼品のブラッシュアップの具体的な方法が提案されているか。	8点	5点	2点
	②本市又は返礼品提供事業者の希望に応じて、返礼品を魅力的に見せるための写真撮影や画像加工、キャッチコピー等の作成に対応できる体制となっているか。	5点	3点	1点

評価項目		評価内容	評価基準点		
			優れている (A)	普通 (B)	劣っている (C)
6	ポータルサイトにおける自治体トップページのブラッシュアップと差別化	①各ポータルサイトにおける他自治体トップページをブラッシュアップした実績があり、本市及び返礼品の魅力が十分に伝わり、寄附額の受入拡大が見込めるページとなるための具体的な方法が提案されているか。	7点	4点	2点
		②「さとふる」を除く各ポータルサイトの更新のための適切な運営体制がとられ、返礼品提供事業者又は本市からの情報更新依頼等に迅速に対応できるようになっているか。	5点	3点	1点
7	事務負担の軽減	①本市が寄附を受け付ける全てのポータルサイト及びポータルサイト以外からの寄附申込について、一元的な情報管理を行うことが可能なシステムとなっているか。	3点	2点	1点
		②ワンストップ特例申請書受付業務において、寄附者からの書類を確認し、e L T A Xシステム用寄附者データの作成までの業務を行うことが可能な体制となっているか。	3点	2点	1点
		③本市の事務負担の軽減につながるその他の具体的な方法が提案されているか。	3点	2点	1点
8	持続可能又は成長のための付加価値の提案	①将来的にふるさと応援寄附金の持続可能又は成長が期待できる独自の付加価値に関する具体的な方法が提案されているか。	8点	5点	2点
9	円滑な移行	①現在本市で利用している寄附情報管理システムの情報をそのまま引き継ぎ、利用することが可能な体制となっているか。	3点	2点	1点
		②返礼品の商品ページの写真の撮影や紹介文の作成等、新たな体制によるポータルサイト稼働までの実現可能かつ具体的なスケジュールが提案されているか。	3点	2点	1点
計			点／90点		

(2) 「提案価格に係る評価」

参考見積書（様式第3号）に記載された提案価格で行うものとする。「提案価格に係る評価」点については次式で計算した①から③を合計したものとし、その計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、評価点の上限は次のとおりとする。（以下の式で求められる数値が上限を超えるものは上限点に読み替えるものとする。）

①本業務に係る手数料率（8点を上限とする。）

$$\text{「提案価格に係る評価点①」} = \left[\frac{-5.0 \times \text{提案価格}}{\text{事業費上限額}} + 5 \right] \times 8$$

※手数料率の上限（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

- ・本業務に係る手数料率 寄附金額の6.6%

②寄附金受領証明書等発行代行手数料（1点を上限とする。）

$$\text{「提案価格に係る評価点②」} = \left[\frac{-5.0 \times \text{提案価格}}{\text{事業費上限額}} + 5 \right] \times 1$$

※手数料の上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・寄附金受領証明書等発行代行手数料 220円

③ワンストップ特例申請受付等代行手数料（1点を上限とする。）

$$\text{「提案価格に係る評価点③」} = \left[\frac{-5.0 \times \text{提案価格}}{\text{事業費上限額}} + 5 \right] \times 1$$

※手数料の上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・ワンストップ特例申請受付等代行手数料 250円